鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和８年５月８日（金曜日）		
開会	午前 10 時 36 分	閉会	午後０時 21 分
場所	市役所本庁舎７階　第２委員会室		
出席委員（８名）	委員長　石田憲太郎 副委員長　中山　明保 委員　大谷　達也　水口　誠　金田　靖典　西村紳一郎 長坂　則翁　砂田　典男		
欠席委員	なし		
委員外議員	西尾彰仁、加嶋辰史、伊藤幾子		
事務局職員	参事兼調査係長　遠藤　全　議事係主任　稲田　直		
出席説明員	【教育委員会】 教育長　河井登志夫　教育委員会事務局副教育長　徳高雄一郎 次長兼教育総務課長　山名　常裕　教育総務課課長補佐　前田　英樹 教育総務課学校施設係長　石原　裕也　生涯学習・スポーツ課長　浜田　哲弘 生涯学習・スポーツ課課長補佐　渡邉　佳絵　生涯学習・スポーツ課施設係長　西垣　宏史 生涯学習・スポーツ課主査兼生涯学習係長　保木本あい子 【経済観光部】 経済観光部長　谷口　恭子　次長兼経済・雇用戦略課長　谷本　泰志 経済・雇用戦略課課長補佐　塩　敦　経済・雇用戦略課雇用政策係長　鈴木　元気 経済・雇用戦略課スマートエネルギータウン推進室長　大角真一郎　次長兼企業立地・支援課長　福山　博俊 【農林水産部】 農林水産部長　長石　良幸　農政企画課長　小谷　昇一 農政企画課課長補佐　蔵増　達弘　農政企画課担い手支援係長　笹岡　正尚 農政企画課生産振興係長　嶋田　浩史　農政企画課鳥獣対策係長　山﨑　義寛 販路開拓・企画室長　藪下　昇　林務水産課課長　米原　和昭 林務水産課主査兼水産漁港係長　小川小百合　農村整備課長　田中　和人 農村整備課課長補佐　竹内　智也　農村整備課総務係長　西尾　孝司 【農業委員会】 事務局長　川口　悦代　局長補佐　太田　信一 農地係長　近藤　康之		

傍　　聴　　者	なし

午前 10 時 36 分　開会

【教育委員会】

◆石田憲太郎委員長　それではただいまより文教経済委員会を開会いたします。本日の日程はお手元に配布のとおり、教育委員会、経済観光部、農林水産部それぞれ議案説明、質疑、討論、採決まで行いますのでよろしくお願いをいたします。それでは教育委員会の審査に入ります。初めに河井教育長に御挨拶をいただき、このたび人事異動で替わられました方には自己紹介をお願いをしたいと思います。河井教育長。

○河井登志夫教育長　改めまして、おはようございます。教育長の河井登志夫でございます。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。また、この臨時会文教経済委員会をお開きいただきまして誠にありがとうございます。本日の委員会に付託されております案件につきまして概要を説明させていただきます。議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）につきまして、これにつきましては本年の４月４日の暴風の被害を受けた施設等の修繕等のための補正予算ということでございまして、1,385 万 3,000 円の増額について御提案をさせていただくものでございます。

内容につきましてはそれぞれ担当課長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いをいたします。最初にそれでは令和８年度人事異動で新たに教育委員会に参りました職員より自己紹介をさせていただきます。

○渡邉佳絵生涯学習・スポーツ課課長補佐　このたびの人事異動によりまして生涯学習・スポーツ課課長補佐に任命されました渡邉と申します。どうぞよろしくお願いします。自己紹介は以上です。

◆石田憲太郎委員長　ありがとうございました。それでは審査に先立ちまして皆様に申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますようによろしくお願いいたします。

議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長　それでは、議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題といたします。初めに執行部より説明をお願いいたします。山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　教育総務課山名です。では、説明をさせていただきます。議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）教育委員会の所管に属する部分についてお配りしております資料の１、文教経済委員会補正予算説明資料、これで説明をさせていただきます。なお、歳入予算につきましては歳出予算を説明する中で必要に応じて説明をさせていただきます。まず、資料の４ページをお開きください。一番上段になります。学校維持補修費（小学校・通常）でございます。予算書は 15 ページ、事業別概要が 14 ページ上段でございます。補正額は 423 万 5,000 円です。財源内訳はその他財源が 211 万 7,000 円、これは諸収入の建物損害共済災害共済金でございます。一般財源は 211 万 8,000 円でございます。

本事業は令和８年４月４日に発生した暴風の影響によりまして、遷喬小学校の校舎の屋根の防水シートが剥がれる被害を受けたことから、必要な修繕を行うことで校舎内の雨漏りを未然に防ぎ、児童生徒及び教職員の安全・安心な教育環境を確保するものでございます。

続きましてその下段の学校管理経費（小学校）でございます。こちらは予算書 15 ページ、事業別概要は 14 ページ下段でございます。補正額は 201 万 3,000 円です。財源内訳は全て一般財源でございます。本事業も同じく令和８年４月の暴風の影響により、小学校の敷地内に設置している構造物、具体的には明治小学校のグラウンドに設置している倉庫が全壊したこと、それと中ノ郷小学校の屋外に設置している、現在は使用していない旧飼育小屋の屋根が一部破損したこと、あと、瑞穂小学校の防球フェンスが傾いたといったような被害を受けまして、該当構造物の解体・撤去を行うものでございます。なお、明治小学校と瑞穂小学校の被害につきましては、また、次に大風が吹いたときに飛散するおそれといったことも想定されましたので、至急対応が必要であったことからひとまず既決予算で撤去を行っているとこでございます。また、中ノ郷小学校の一部破損した物品についてもひとまず安全な場所に回避して撤去準備を進めているとこでございます。

その下です。学校維持補修費の（中学校・通常）でございます。これは、予算書は 15 ページ、事業別概要が 15 ページ上段でございます。補正額は 211 万 2,000 円です。財源内訳はその他財源が 105 万 6,000 円、これは諸収入の建物損害共済災害共済金でございます。一般財源が 105 万 6,000 円でございます。本事業は同じく令和８年４月の暴風の影響によりまして、東中学校の校舎の屋上の防水シートが剥がれる被害を受けましたことから、必要な修繕を行うものでございます。なお、これらの被害状況につきましては資料の６ページに状況の写真を載せております。まず、右側のほうですけども、遷喬小学校については屋上の黒い防水シートが剥がれている様子を御確認いただけるかと思いますし、また、明治小学校の倉庫、あと、中ノ郷小学校の旧飼育小屋、これちょっと写真が分かりにくいですが、屋根が一部破損しております。あと、瑞穂小学校の防球フェンスが傾いている状況を御確認いただけるかと思います。

いずれの構造物についても学校に状況を確認したところ、現在は使用してないものであったり、学校や周辺に特に影響がないということから解体や撤去を行うものでございます。東中につきましても黒い防水シートが剥がれている様子を御確認いただけるかと思います。なお、このたびの暴風により、小中義務教育学校全体での状況は 13 校で被害が確認されました。そのうちの 200 万円以上の修繕対応や撤去対応が必要になりました、先ほど説明させていただいた５校分、こちらを教育総務課のほうで対応させていただいており、このたびの補正で予算要求をさせていただいているとこでございます。

なお、それ以外の８校分につきましては、具体的には明徳小学校と大正小学校、東郷小学校、世紀小学校、浜坂小学校、西中学校、あと、旧湖南中、鹿野学園、この８校でございますが、こちらについては 200 万円以下の修繕対応となりますので、包括管理委託事業のほうで対応することとしております。こちらは所管が資産活用推進課になりますので、その総務企画委員会のほうで御審議いただくこととなっております。これらの暴風被害につきましては、速やかに対応することで児童生徒及び教職員の安全・安心な教育環境を保してまいりたいと考えており

ます。説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長　浜田課長。

〇浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長　生涯学習・スポーツ課浜田です。続いて説明資料のほうは５ページをお願いいたします。体育施設管理費でございます。予算書は 15 ページ、事業別概要も 15 ページ下段となっております。こちらの内容ですけども、同じく４月４日の暴風被害ということでＡｘｉｓバードスタジアムの屋根の修繕費用となります。補正額は 549 万 3,000 円、財源はその他財源といたしまして建物等損害共済金 274 万 6,000 円、残り一般財源が 274 万 7,000 円となっております。

資料７ページのほうで御説明させていただけたらと思っております。７ページをお願いいたします。新聞等ですね、テレビ等でも、もう御存じだと思いますけども、Ａｘｉｓバードスタジアムの屋根の一部が剥がれたということでの被害でございます。具体的には資料にあります４つの写真のうち、上の２つですね、こちらが被害状況となっております。写真の左のほうを見ていただきますと大きくめくれているシルバーの部分がございます。こちらが屋根を覆っているアルミ材、少し厚みがあるんですけども、アルミ材でございまして、被害といたしましてはそれを留めていた金具がめくれたことによって剥がれまして、スタジアムの周りに落下したり、あと、アルミ材の下のほうにちょっと黒っぽい色のところがあると思うんですけども、こちらが防水シートとなっておりまして、そちらが暴風によりましてちぎれて周辺地域のほうに飛散したというような状況でございました。

これらの状況によりまして人的な被害はございませんでしたけども、ちょうど翌日にガイナーレの試合が予定されておりましたので、そちらのほうは延期という形にさせていただいたところです。その後、４月４日のその被害から３日後の７日の火曜日に応急処置のほうを実施いたしました。具体的には剥がれた部分のアルミ材を切断いたしまして撤去し、それから剥がれた一面のところを防水シートをビス留め等で貼り付けて、その上でアルミ材との境目のところにつきましては雨が入らないように防水テープで補強いたしました。下の２枚の写真がその状況でございます。

この応急処置が完了いたしましてバードスタジアムの利用につきましては再開をさせていただいたところでございますけども、あくまで防水機能は簡易的なものでございまして、これから梅雨になっていきますのでそちらのほうがちょっと心配されるものということもあります。ですので、早期に本復旧のほうにかかりたいと考えており、このたび予算要求させていただきました。このたびの本復旧にかかる修繕範囲でございますが、左上の写真のところでちょっと見ていただきますと右の３分の１程度のところが剥がれてない部分が屋根のところがあると思うんですけども、そちら以外の左３分の２の部分ですかね、剥がれた部分とその剥がれたところが接地してある部分、こちらの部分を新しく修繕をさせていただきたいと思っております。約 500 平米という形になっております。

残りの剥がれてない３分の１部分につきましては、実は平成 24 年度に同じように風被害によりまして修繕を実施しておりますので、こちらにつきましては比較的まだ新しいということで、それを除く左手側ですね、３分の２部分をこのたび全て修繕いたすというような内容になって

おります。説明は以上です。

◆**石田憲太郎委員長**　それでは御説明をいただきました。本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。長坂委員。

◆**長坂則翁委員**　単純な質問するんだけどね、今回４件、教育委員会の関係４件あるんですよね、その暴風の関係で。それで、確かに科目的には違うんだけども、学校維持補修費、あるいは学校管理経費、体育施設管理費ってこういった科目なんだけども、その学校管理経費以外は全て、その他財源はその建物等損害共済金が充当されておりますよね。この区分けっていうのはどういった基準なり根拠で、内容的にはいわゆる暴風雨によって被害の状況っていうの、さほど大きく変わる点はないんじゃないですか。それがなぜ、この学校管理経費だけはその建物等損害共済金が適用されないのか、そこら辺りの理由なり、根拠なり説明してください。

◆**石田憲太郎委員長**　山名次長。

○**山名常裕次長兼教育総務課長**　その他財源の部分で災害共済金ですね、これが適用になってない部分、それは学校管理経費の部分が適用になってないんですけども、これはどういった対応するかによって適用されるかどうかが変わってくるわけなんですけども、この学校管理経費で行うやつは撤去とか、そういった対応になります。撤去対応とかそういったものになりまして、撤去を行うものについてはこの保険の対象にはならないということでございますので、こちらは財源としてその保険対応が上がってないといったところでございます。でも、あくまでも修繕に係るものであったりとか、そういったものが建物等損害共済金の対象になるといったところでの区分けでございます。

◆**石田憲太郎委員長**　長坂委員。

◆**長坂則翁委員**　厳密にきちっと区分けがしてあるんですね。修繕の中身によって。

◆**石田憲太郎委員長**　山名次長。

○**山名常裕次長兼教育総務課長**　これは明治小学校の倉庫の撤去であったりとか、中ノ郷小学校の旧飼育小屋ですね、これも撤去です。それと瑞穂小学校のこのフェンスについても撤去でございます。こういった撤去のものについては保険の対象にならないといったところで、こちらは保険を充ててないといったところでございます。

◆**石田憲太郎委員長**　そのほか、水口委員。

◆**水口　誠委員**　屋上の防水シートなんですけど、これはめくれた部分の補修っていう考えでいいんでしょうか。

◆**石田憲太郎委員長**　山名次長。

○**山名常裕次長兼教育総務課長**　今回その防水シートがめくれる被害があったのが遷喬小学校と東中でございます。遷喬小学校については、これ全面張替えを、今回その暴風でめくれた原因がやはりその接触部分が弱っていてめくれてしまっているというとこがございますので、ここも全面直していこうと思います。それで、東中学校につきましても、これも全面行っていくんですが、まずはひとまず防水の塗料を塗ってですね、全面に。それで、ひとまずその大雨が降ったときの雨漏りがしないような対応をしていくんですが、今後実は、東中は以前の委員会でも報告させていただきましたように、トイレの大規模改修があります。施設の大規模に改修を

行う機会がございますので、そこでまた、シートを張って中長期的に雨漏りがしないような対策を施していきたいと考えております。

◆石田憲太郎委員長　水口委員。

◆水口　誠委員　もう１件、すみません。瑞穂小の防球フェンスなんですけど、これは、施工方法はどんな方法でされとったんですかね、倒れるっていうことは。腐食によって倒れたのかどうなのか。

◆石田憲太郎委員長　山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　写真ではちょっと分かりにくいかもしれませんけど、相当さびが来ていまして、やはり腐食といったところでフェンス自体が弱っていたといったことが原因かと思われます。

◆石田憲太郎委員長　そのほか委員の皆様、大谷委員。

◆大谷達也委員　先ほどの瑞穂小学校の防球フェンスについてなんですけれども、こちらなんですけども、撤去ということでその後はもうここはフェンスがない状態で使うということで、これは問題ないということでしょうか。

◆石田憲太郎委員長　山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　瑞穂小学校につきましては、隣接する県道がございまして、県道の隣接する部分については約３メートル程度の防球フェンスが張り巡らされています。今回、被害に遭った箇所というのが、校舎とグラウンドの間にあるフェンスでした。これは、そもそも学校と校舎の間にフェンスがあるという学校がまれなんですけども、瑞穂小学校は、ここに農道が通っているっていう関係で、農繁期に農家の方が田んぼに行く途中に、僅かの方ですけど、通られたりとかするということがあったものですが、通行量は本当に少ないということと、あと、学校のほうも、特に瑞穂小学校での使用状況も確認したんですけども、授業とか、放課後に子どもたちがサッカーで遊んだりとかいうぐらいで、スポ小などで、球技で使用することもありませんし、あと、学校開放の社会体育の関係でも球技利用もないといったところで、校舎とグラウンドの間にフェンスがなくても問題ないといったところでございましたので、もう老朽化も進んでおりましたし、撤去を行うということで学校と話合いを行った結果、こういう対応をさせていただいております。

◆石田憲太郎委員長　そのほか。金田委員。

◆金田靖典委員　続けてですけども、これ、要は農道があるとこ、右側が校舎になっているんですね、切れちゃってるけど、写真の右側がね、ということですね。分かりました。ただ、グラウンドで、そうはいったって、球技の何らかの対応があれば、どっかで必要となるんですけど、取りあえずは、これは撤去ということになるということですね。分かりました。

それとね、よろしいですか、続けて。Ａｘｉｓバードスタジアムなんですけども、薄いアルミ製のということだったんだけども、ガイナーレがこの次の日試合だったんですけども、これの関係の払戻しであるとか、その辺の対応というのはどういう形になったのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長　浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長　生涯学習・スポーツ課浜田です。ガイナーレのほうは、事

前にここの施設の指定管理者の県のサッカー協会さんが当日とか、応急処置の状況を見て、事前にガイナーレさんのほうに照会というか、意見のやり取りをされて、ガイナーレのほうはやりたかったんだけども、こういう状況だからやむなし、できないということで御承知いただきまして、そういう補償関係は特に発生しないということで聞いております。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　今、こっち側でね、試合がなかなか、そんなに頻繁にあるわけでないですから、楽しみにされてる方がおられたんでしょうから、そういう面では残念な思いだった。損害がね、発生してないということがあれば、分かりました。以上です。

◆石田憲太郎委員長　そのほか質疑ございますでしょうか。西村委員。

◆西村紳一郎委員　防水シートの関係なんですが、強風で剥がれたというのは、従前は、例えば小さな綻びからばっと剥がれるというようなことが想定されていて、そういうことになれば雨漏りがあったんじゃないかというようなことも想定されるわけで、防水シートの施工をされている校舎を点検するというような考えはございませんか。というのは、やっぱり防水シート、建物の命なんですよ。あそこから雨が漏ると本当建物が老朽化していく、コンクリが劣化していく、そういう状況が想定されるんで、今後、防水シートの点検みたいなことがされれば長寿命化に向けて対策としてはいいんじゃないかと思うわけですけど、見解をお尋ねします。

◆石田憲太郎委員長　山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　学校施設につきましては、昨年度から包括管理委託事業者による管理という形で修繕を行っていただいているんですが、実は予防保全に係る点検、こういったことも委託しております。それで、年に１回の予防保全巡回と、あともう１つが季節ごとのリスクに対応する巡回というの、年に２回、春と秋ですね、取水期前になりますけども、そこで台風とか豪雨に対応したような安全・安心向上巡回というのをお願いしておるところでございます。

それで、その中の項目で、例えば雨戸であるとか、あと、屋上の、先ほどの防水シートの部分もそうですし、そういった部分とかも見ていただけるかと思いますので、今回、こういうようなことが大風であったということも踏まえて、巡回する際にはそういったところにも目を配っていただくというようなこともお願いしてみることはできるかなと思っています。また、学校の教職員の皆様にも、日々の業務の中でもいろんな施設の異常を把握した場合には、速やかに委託事業者や、また、教育総務課に連絡いただく場合もありますし、そことの情報連携もしっかり図って速やかに対応できるような体制を整えていきたいというふうに考えています。

◆石田憲太郎委員長　西村委員。

◆西村紳一郎委員　厳格な点検を要望したいと思います。よろしくお願いします。

◆石田憲太郎委員長　そのほか。中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。この財源のほうなんですけども、建物等損害共済金というか、そっちからと、例えば体育施設のＡｘｉｓバードスタジアムについても総額が 549 万 3,000 円に対して、その他と一般財源が半分ずつぐらいになっているんですけど、保険で出るのは半分なのかというとこの１つ、お尋ねです。

◆石田憲太郎委員長　浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長　生涯学習・スポーツ課浜田です。おっしゃるとおり、保険適用で、風災ですね、風の災害の場合は２分の１という形になっております。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。風災の場合はそうであって、ほかの場合はどういう保険の契約になっているんでしょうか。

◆石田憲太郎委員長　浜田課長。

○浜田哲弘生涯学習・スポーツ課長　生涯学習・スポーツ課浜田です。例えば火災とか落雷ですと 10 分の 10 というような形になっておりますし、風災、水災、雪災、あと、土砂崩れというものは支払い割合が２分の１というような形です。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　分かりました。ありがとうございます。それと、包括管理業務だったっけな、去年から学校施設もみんな管理していただいておるということなんですけども、200 万円以下については、その包括の中で今回も六百数十万円が補正されていますけども、その辺の、先ほど次長のほうからも連携を取ってという話を聞きましたけれども、今回の場合も、200 万円以上の場合は教育委員会のほうで予算化はして、管理のほうは包括がやるというような認識でいいんでしょうか。

◆石田憲太郎委員長　山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　包括管理委託事業とのすみ分けということで、ちょっと整理してお話しさせていただきますと、まず、学校の中で何か修繕であるとか、被害とかが起きました。そうなった場合には、学校のほうはそういった包括管理委託事業者が管理しているＮＫ Ｃｏｎｎｅｃｔというところがあって、そこにこういった被害がありましたということで情報を入れていきます。それで、それを包括管理委託事業者のほうが見積りとかを取って、どれぐらいで直るかという対応をされるわけなんですけども、そこで高額なものになった場合にこちらのほうで対応する形になるので、そうなった場合には事業自体は教育総務課のほうで行う整理になります。

　当然その被害が上がってきた際には、こちらの教育総務課のほうでもそのＮＫ Ｃｏｎｎｅｃｔは見れるようになっていますので、情報は、こういった被害があったんだなという情報はこちらのほうでも把握できるようになっています。ですので、そこで見積りを取った段階でどれくらいの金額になるかで整理して、200 万超えるものについては教育総務課のほうで対応するといった整理で行っています。以上です。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。といいますと、200 万以上に対しては、管理というか、工事的なことについても総務課のほうで見るということですか。

◆石田憲太郎委員長　山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　管理というか、修繕対応とか工事に係るもので 200 万円以上のものは教育総務課のほうで対応いたします。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　じゃあ、技術的なことについても、総務課のほうで管理ができるということでいいんですか。

◆石田憲太郎委員長　山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　技術的な部分については、教育総務課のほうには技師がおりませんので、例えば建築住宅課であるとか、あと、資産活用推進課のほうに技師が配属されています。そういった技師職員等に知見を得ながら、連携を図って進めていくことになるかと思います。

◆石田憲太郎委員長　そのほか質疑ございますか。金田委員。

◆金田靖典委員　確認です。さっきの学校管理経費の 201 万 3,000 円、３件あって合わせて 201 万 3,000 円になっている。これは一括、それとも個別にそれぞれ、まさか入札まではせんでしょうから、どういう形でされるのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長　山名次長。

○山名常裕次長兼教育総務課長　それぞれ個別に緊急対応ということで随意契約を行って、この事業にすぐ対応していただける事業者さんにお願いをしております。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　３か所あるということは、それぞれ３つの業者に随契ということですね。はい。分かりました。ありがとうございました。

◆石田憲太郎委員長　そのほかございますか。それでは以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。討論なしと認め討論を終結いたします。

これより議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長　挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。それでは以上で教育委員会の審査を終了します。執行部の皆様は御退室ください。

【経済観光部】

◆石田憲太郎委員長　それでは経済観光部の審査に入りたいと思います。それでは初めに谷口部長に御挨拶をいただき、このたび人事異動で替わられた方につきましては自己紹介をお願いしたいと思います。谷口部長。

○谷口恭子経済観光部長　経済観光部長の谷口でございます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。経済観光部に係る議案といたしましては議案第 70 号一般会計補正予算（第１号）に係る物価高騰対応生活応援クーポン事業費、これは、とっとりまるごと暮らし応援券紙版とりまるチケット第２弾の販売方法の変更に係る経費でございます。先ほど、質疑でも答弁いたしましたが、本当に市民の皆様から多くの御意見をいただきました。文教経済委員会の皆様には、改善に向けた具体的な提案をたくさんいただいておりまして、本当に心よりお礼申し上げたいと思います。いただいた御意見は、可能な限り第２弾の紙チケットの販売方法の見直しに反映

をいたしました。詳細は後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは、ここで新任職員の紹介をさせていただきます。改めまして、令和８年４月１日の定期人事異動で市民生活部から経済観光部に異動してまいりました谷口恭子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。令和８年度は、新たに 12 次総、それから第３期鳥取市創生総合戦略が始動いたします。経済観光部といたしましても、懸案でありました市場の整備が終了いたしまして、引き続き地元事業者への支援、観光振興、滞在型観光の推進、それから企業誘致に取り組むほか、中心市街地ではカトカミをベースキャンプとした創業環境を生かしまして、多種多様な人流を生み、地域経済の活性化につなげるとともに、中山間地域においても脱炭素やＳＤＧｓの取組、こういったことを推進してまいりまして、新たなビジネスモデルを創出し、持続可能なまちづくりに職員一同取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　失礼します。４月の人事異動で市民税課から異動してまいりました経済・雇用戦略課長を拝命した谷本でございます。５月の臨時の補正ではとっとりまるごと暮らし応援券の予算について計上させていただいています。後ほど説明はさせていただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。異動の挨拶は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長　それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部及び委員の皆様にはお願いをいたします。

議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長　それでは議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本でございます。それでは補正予算の内容について御説明をさせていただきます。資料につきましては資料１、また、資料２に沿って説明をいたしますのでよろしくお願いします。

◆石田憲太郎委員長　課長、もうちょっとマイク近づけて。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　資料１の１ページ、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費の物産振興事業費でございます。物価高騰対応生活応援クーポン事業費でございますが、これは、予算書は 15 ページ、事業別概要書は 12 ページ上段でございます。これは４月１日にとっとりまるごと暮らし応援券とりまるチケットを販売開始しましたけれども、その販売方法の見直しを行いまして、第２弾紙チケットの販売方法の変更に要する経費 1,971 万 2,000 円をお願いするものでございます。

資料２、３ページを御覧いただきたいと思います。こちらにつきまして、紙版チケットの販売方法の変更でございますけれども、第１弾の販売の状況を見たときに、先着順で御購入された方がある一方で、購入したいけれども購入できなかった、たくさんの皆さんのお声をいただきました。その内容で変更するものでございまして、内容につきましては、１人当たりの購入上限を 10 セットから５セットに、申込みを鳥取市民に限定し、事前申込制、抽選方式で行うこととしております。抽選方法ですけれども、先ほど説明をいたしましたランダム関数により対

象者を抽選で決定するというものでございますが、申込みに関しては、５月 11 日の月曜日から５月 22 日の金曜日までの申込みいただきまして、抽選の結果、引換券を郵送で当選された方にお送りしてその引換券をお持ちいただいて、６月 15 日から６月 28 日の間に引き換えていただき使用いただくというものでございます。

６月 28 日まで引換期間が延びましたことから使用期限を８月 31 日まで延長するということにしております。今回の補正では 1,971 万 2,000 円をお願いしていますが、その費用の内訳としましては、広報費、コールセンター費として 491 万 4,000 円、これは使用期間が７月 31 日までだったものを８月 31 日まで１か月延長することに伴ってコールセンターの期間が１か月延長になること、また、販売方法が変更になることから、市民の方へ丁寧な広報をする必要があると考えまして、広報の費用を計上しておるとこでございます。

それから申込み抽選引換業務 992 万 7,000 円でございます。こちらは紙版申込み、紙での申込みをいただくものと、電子で申込みいただくという２つの申込み方法を御用意していまして、申込みフォームの作成、申込書の印刷または申込みにかかるまちパル鳥取への一部費用をみること、あとは引換えにかかる引換券を約１万人の方へ送付することを想定していますけども、引換えにかかる郵送料などはこちらの経費に含まれております。それから、参加店舗案内ということで 118 万 8,000 円でございますが、こちらにつきましては参加店舗に既にお配りしているポスター、こちらの内容を変更する必要がありますので、修正の内容をシールでポスターに、上に貼っていただくための費用などがこちらに含まれております。

チケット回収精算でございますが、301 万 2,000 円ですけれども、こちらにつきましては、使用期間が１か月延びるということがございますので、そのチケットを回収して使用いただいた参加店舗に精算をするためにお金のやり取りが発生しますので、そういった費用を予定しております。それから事務局管理費として 67 万 1,000 円、合計 1,971 万 2,000 円ということになっております。ここで一番下に書いてございますけれども、電子版チケットですけれども、こちら第２弾の申込み条件につきましては、紙版と同様に条件変更ができないか検討したところでございますが、ＰａｙＰａｙの仕様上、一旦セットした申込み条件を変更することができないということでございましたので、今回は条件の変更を行うことができないということで、使用期間、販売方法の変更は行っておりません。

次のページ４ページを開いていただけますでしょうか。こちらのほうは第２弾の申込みにかかるものでございます。左手には電子のホームページで申込みをいただくための電子フォームのイメージを貼り付けております。こちら、とりまるチケットの専用ホームページのほうから電子申込みページに飛んでいただくことができますので、こちらを使って電子で申込みいただく方法と、なかなか電子で申込みができない方のために、右下のほうですけれども、紙で申込みいただく、申込書をこちらのほうにつけておりますので、この紙の申込みは、まちパル鳥取と各総合支所のほうに申込みボックスを配置しまして、それぞれの開庁時間において受付をするようにしております。また、その申込みチケットの中段から下のほうにございますけれども、当選された方につきましては、どの店舗で引換えをされるかというのを事前にお聞きすることにしておりまして、丸由が１か所、サンマート７か所、エスマート 11 か所、マルイ４か所、マ

ルワ３か所、まちパル、用瀬町観光物産センター、かみんぐさじ、合計 28 か所の引換えの窓口を予定しておりまして、これは第１弾紙チケットを販売に御協力いただいた店舗と同じでございます。

続きまして、参考になりますけれども５ページを御覧ください。今現在申込み中で電子版チケットＰａｙＰａｙでございますが、こちらの申込み状況を４月 30 日時点で統計を取ったものでございます。４月 30 日時点で申込み口数は 115 万 3,550 口、申込み者数が１万 6,598 人となってございます。こちらの抽選の結果ですけども、５月 10 日までの申込みの受付をしまして、５月 11 日月曜日の夕方頃に当選の御連絡をすることとしております。こちらは鳥取市民限定でございまして、抽選方式ということになります。

次のページ６ページを御覧ください。こちらも先ほどと同じ電子チケット第１弾の申込み状況でございますけれども、申込みいただいた方の中で、１人が何口お申込みをいただいたかというのを分析したものと、年代別で申込みがどのような傾向があるのかというものをグラフ化したものでございます。第１弾の電子チケットにつきましては、抽選式なんですけれども、広く皆さんに当たるよう抽選をすることとしておりまして、今の想定では申込みいただいた方を、５万セットを申込みいただいた方で割り戻すと３口となります。なので、５月 11 日の当選の結果につきましては、ほとんどの方が 10 口申し込んでおられますけども、その平均の当選する口数が３口になる想定で今の状況が推移してございます。また、年代別の申込み人数ですけれども、40 代 50 代が一番多い層ではございますが、60 代 70 代といったお申込みをいただいているということで、30 代 20 代と比べても、かなりデジタルの電子チケットの御希望があるんだなというふうなことが確認できたところでございます。説明は以上でございます。

◆石田憲太郎委員長　ただいま御説明をいただきました。それでは本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。水口委員。

◆水口　誠委員　水口です。今回だけじゃないと思うんですけども、このまちパル鳥取と総合支所などとかで申込みを設置されるということで、これは何でまちパルと各総合支所になったのかというのをちょっと最初にお聞きさせてください。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。まちパル鳥取と総合支所になった理由でございますが、まずは各総合支所に決定した理由としましては、地域の皆様の相談窓口として適当だという判断でございます。まちパル鳥取を選んだ理由でございますけれども、土曜日、日曜日の申込みの受付が可能であること、また、夕方 19 時まで平日も窓口が開いてございますので、申込みいただける窓口の開いている時間が長いということを選定の理由としております。以上です。

◆石田憲太郎委員長　水口委員。

◆水口　誠委員　ありがとうございます。引換え場所についてなんですけど、それぞれあるんですけど、これ、それぞれ販売枚数というのは一緒ですか。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。それぞれの第２弾紙チケットの各

引換店での枚数ですけれども、申込みの時点において、例えばまちパル鳥取で引換えたいという引換場所を申込時点で聞いてございますので、当選した時点でどこの引換所に何人、何枚配布すればいいのかというのは事前に分かってございます。なので、事前にどこどこに幾ら配布するというのは、今は決まっていなくて、当選結果を申し上げた上でそれぞれの引換えの店舗に何枚配布するかというのが自動的に決まってくるという整理でございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　そのほか質疑ございますか。大谷委員。

◆大谷達也委員　この紙と電子どちらも申し込んでしまった場合というか、そういう方がおられたときの発見の方法というか、そういったものというのはどういうふうにされる予定なんでしょうか。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。紙と電子というのはＰａｙＰａｙと紙ということではなくて、申込みフォームの。

◆石田憲太郎委員長　大谷委員。

◆大谷達也委員　この抽選予約申込みフォームと紙での申込み、どちらもがあった場合ということです。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。委員御指摘の複数申込みをどのように把握するかということの紙と電子の判断ですけれども、電子でいただいた情報というのはそのまま電子情報で管理できますし、紙でいただいたものにつきましては全て電子のデータに置き換える作業をしまして、電子と紙で申し込んだ方を１つのデータの中に格納してというか、統合した上でその中で重複するものを重複のクエリとか、チェックをかけて重複を確認し、複数重複があったものは無効という処理を抽選の前にさせていただくことにします。それは複数申込みがあると抽選の確率の部分でほかの１口申込みをされた方の整合性が取れないということと、あとは各総合支所、まちパル鳥取もそうですけども、申込み窓口が混雑されることをちょっと懸念していまして、いろんなところに紙の申込みで回られるというのをある程度抑えたいという思いで複数申込みの考えを組み立てております。以上です。

◆石田憲太郎委員長　いいですか。はい、金田委員。

◆金田靖典委員　ちょっとアトランダムな話になってしまうけども、まず、最初に４月１日に発売したときに、かなりあのときにはマーケットが受け口になったもんだから、かなり長蛇の列になったんですね。同じ５万口を求めて住民が今度はまちパルと支所になりますと言った場合に、当時は 20 か所以上のマーケットの窓口だったのが、まちパルと８つの支所、９か所になれば、たしかに地域に対しての参加する度合いは高まるんかもしれんけど、これ、５月 11 日にその支所に殺到するということも考えられるんではないかな、今までは町の 30 か所近くに散っとったのが、９か所に集中するんではないかということを考える、思うんですけども、その辺りはどのような対応をされるおつもりなのか聞かせてください。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。このたびの申込みの変更によりま

して、まちパル鳥取や各総合支所に混雑が起きるのではないかという想定は一部しておりますが、基本的に原則的には電子での申込みをまずは優先というか、そちらをしていただくということを考えておりまして、また、早く申込みをすれば当選確率が上がるわけでもないということを、抽選でございますので各総合支所とも連携しながら混雑が起きないよう、その並ばれるということをあまりしていただくことがないようなポスターというか、入り口のほうに抽選式ですので先着順ではないですよというような周知を各総合支所のほうでお願いするようにしてございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　それはね、窓口に行ってどうかの話じゃなしに、窓口に行くまでにあくまでも抽選権の配布ですからということを徹底せんと、以前は４月１日は先着順だったから長蛇の列に当然なったわけですから、やっぱりそれだけ皆さんが大変な生活をされとるから少しでもという思いで期待されとるわけですから、その辺りではもう少し徹底的に、これ抽選券の配布ですよというのを徹底されるのが１ついるんだろうなと思います。

続けてですけども、電子のほうは、これもまた５月 11 日に５万セット、今度は先着順なんですよね。前回は抽選制だったですよね。それで、抽選制ですから、それでも初日だけで７万 6,000 口、１か月かかって 15 万口になってるんですね。このうちに当選するのは５万セットですから３分の１が当選なんですね。それで、多分５月 10 日ぐらいに締切りますから、そこで大急ぎで抽選をかけて、それで通った人には当選の通知をメールで飛ばすんでしょうけども、そうなると外れた人が 10 万口あるんですよ、だから３分の１、人数で行くと１万 6,000 人申し込んでいますから３分の１で単純に計算すると 5,000 人は通るかもしれないけども、１万人は外れるわけですよね。そうすると５月 11 日に電子の５万セットの先着というのは、だーっと殺到する可能性があるんではないかなと思うんですけど、その辺りはどのように考えておるのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。まず、第１弾の電子チケットの申込みですけれども、委員おっしゃられるとおり、１万 6,600 人ほどの申込みをいただいているところでございます。こちらの抽選方法につきましては、申込みいただいた全ての方が当選するような抽選になっておりまして、例えば５万セットの申込みのところを６万人が申し込まれれば１万人あふれるわけですけども、今の申込み状況ですと、５万人までいってないので、全ての方に必ず１セット以上当選をするというふうな抽選方式になっています。

なので、例えば 10 口申し込まれた方がおられたとして、その 10 口申し込まれた方が当選したとしても申込みと同じ数が当選するわけではないですよというような申込みのときにも説明しているんですけれども、10 口申し込まれても今の状況ですと１人３口が買えるようなことで、今の仕組みをつくっております。なので、１万 6,598 人全ての方に少なくとも１口は当たる、ほとんどの方が 10 口申し込んでおられるので、10 口申込んでも 10 口当たらないですけれども、今の統計上の数字でいきますと１人３口程度を皆さんが当たるような、そういう抽選というか、そういう仕様になってございます。

それから２点目、第２弾の申込み、電子チケット抽選式ではなくて先着順というふうなことになってございますが、こちらにつきましては５月 11 日の月曜日 10 時からの販売開始でございます。先ほど申し上げましたけれども、販売方法の条件を変更することができなかったものですから、こちらにつきましては５月 11 日、その１日で販売が終了してしまうではないかなというふうに見ております。以上です。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　それで、第１弾はそういうことで、例えば 10 口申し込むんだけども、結果的には延べにしたら１人３口しか当たらんかったということになるわけですね、要は。そうなると第２弾は、じゃあ、前回は 10 口申し込んだけども、今回３口しかもらえんかったから、改めてということはないわけですよね。第１弾で申し込んだ人は、第２弾は遠慮くださいなとなっとるからその辺りはどうされるかな。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。ＰａｙＰａｙの抽選方式につきましては、どなたが申し込まれて当選されたかという情報は、こちらのほうにはいただけないことになっていますので、今回の第１弾御購入された方は、第２弾は御遠慮くださいというお願いの部分につきましては、第１弾、紙チケットを御購入された方が第２弾紙チケットの申込みは御遠慮くださいということで記載させていただいております。電子チケットのほうにその第１弾購入した方は申し込まないでくださいというような電子チケットのほうにお願いしているものではないということでございます。あくまで紙チケット第１弾、第２弾の御購入、申込みをされた方へのお願いということでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　ということは、ＰａｙＰａｙで申し込んだ人は第２弾も申し込めるということなわけですね。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。第１弾ＰａｙＰａｙを申し込まれた方が第２弾紙チケットを申し込まれても。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　第１弾でＰａｙＰａｙを申し込んで、第２弾でもＰａｙＰａｙで申込みができるのかできないのか、それからそれの上限は何かあるのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。第１弾ＰａｙＰａｙを御購入された方が２弾を申し込まれて購入されても問題はございません。チェックする機能がないため、それは使用上できることになってございます。それで第２弾の電子チケットＰａｙＰａｙの購入上限でございますけれども、当初の設定した条件は変えることができなかったということもございまして１人 10 セットのままでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　ということは、だから、第１弾で申し込んだ３万、思ったよりも少なかったの

は別にしても、第１弾で申し込んだ人は第２弾ができるし、上限の 10 セットが満額で申込めば、先着順だから、先着順で届くというわけですよね。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。委員の御認識のとおりでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　そのほかございますか。中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。この前、谷本さんにわざわざ説明をいただいたんで、そのときに思ったのが、まず、このＰａｙＰａｙというか、契約したのが、今年の１月の臨時議会で、そのときの契約金額ちゅうもんはどういう契約条件でどういうふうな金額になっとるんかなちゅうのは、聞いたことがないんで教えていただければと思います。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本でございます。個別の契約内容に係る部分ですので、お答えできない部分があることはちょっと御承知いただきたいんですけれども、ＰａｙＰａｙとの契約におきましてはプレミアム部分、5,000 円のチケットでしたら 2,000 円プレミアムが取っていますけども、プレミアム部分に一定の割合を乗じて計算するようにしておることと、ＰａｙＰａｙのプラットホームを使う、ＰａｙＰａｙが広く一般的に使用されるペイ払いのプラットホームですけれども、そちらを利用する基本的な経費がございまして、それと併せての契約になってございます。

ＰａｙＰａｙのプレミアムに関する料率というんですか、その割合についてはＰａｙＰａｙのほうに確認しましたけれども、それは公表していないので控えてほしいというような御意見がございましたので、そのような契約内容の、大きなとはそういう内容でございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。こういう公との契約ということで、このＰａｙＰａｙって、僕、分からないんだけど、地方自治法でも工事案件とか、そういうのはちゃんと１億 5,000 万になると、議会承認とかあるんだけども、その内々的に公表できないということが議会でチェックする場合に、どういうふうにしたらいいのか、その辺のことが分からんので教えていただきたいと思います。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。ＰａｙＰａｙとの契約でございますけれども、本市と直接に契約を結んでいるものではございませんでして、あくまで委託先とＰａｙＰａｙとの契約ということもございまして、その内容についてはこちらのほうで具体的な数字というものは公表できないということでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山ですけど、そういうことは、じゃあ、市とどこが契約しとるわけ、相手方はどこですか。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本でございます。とっとりまるごと暮らし応援券共同事業体で、代表が新日本海新聞社ということでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。じゃあ、その日本海新聞の系列の会社というふうに理解するんだけど、その契約金額は幾らになっていますか。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。契約金額でございますけれども、１億1,944万3,896円でございます。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　その業務内容はどういう内容になっていますか、それと、

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　すみません。委員長。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本でございます。先ほど御説明した部分につきましては。事務費でございまして、あとはプレミア分が追加された金額がその事業費契約金額でございます。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　ですから、契約書というものがあるんでしょうから、そこにおいて、発注者である鳥取市長の名前とその日本海新聞系列の会社の人の契約で、その金額的なものがあるが、その金額だけ教えていただければいいんです。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本でございます。契約金額ですけれども、委託料５億1,944万3,896円でございます。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。それで、契約書がちゃんとあってやっていると、この事業はとっても、先ほどの本会議で伊藤さんが言われたように、とっても市民から好評過ぎて、こういうふうになっているということなんで、いろいろそれですぐ対応をされて、こういう第２弾は改善されるということで賛成なんですけども、その辺のいきさつもきちっとしておかないと、後々どうだったのということを不正があるわけじゃあないんで、明確にしたくて私は質問させていただいとるということを認識いただきたいと思います。

その中で、昨日の日本海新聞のそれこそ広告のほうで、１面に新聞広告、この概要書の12ページのとこに書いてある変更内容の周知というところで、折り込みチラシで先ほども資料をいただいた、この折り込みチラシのところにもちゃんと抽選に変更しますというふうに書いてあるんで、徹底をさせようという気持ちも分かりますし、あれなんですけど、新聞広告ということに出ていて、あれも大きな広告料が相当かかると思うんですよ。必要なのは必要だと思うんですけども、よろしければそこら辺の金額もどれぐらいの広告費がかかっているのかなということも、分かれば教えていただきたいし、ということであくまでも、先ほども言いましたけれども、この事業については大賛成でやっていただくということで、進めていただきたいと思

いますけれども、明確にファジーな部分があると何か変に勘ぐったりしても駄目ですから、そのところはガラス張りにしといたほうがいいんじゃないかなと思って言っとるところなんで、分かる範囲で教えてください。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。昨日の日本海新聞の１面のということだったかと思うんですけれども、１月の臨時会で当初予定していた広告に昨日の１面の広告が含まれてございます。ただ、その１面の広告が幾らだったかというところを切り出ししては、ちょっとこちらも情報を持っていないんですけれども、第１弾のときに１月臨時で想定していた新聞とかの広報経費でございますが、一式で1,500万円を予定してございまして、それまで様々新聞の媒体を使って広報をしてきた中の一部ということでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。ありがとうございます。要するに先ほどの契約の５億円の中の当初契約の中の予算の範囲で、その中で小分けすれば1,500万ぐらいの新聞広告費の中の一部だということですね。分かりました。以上です。

◆石田憲太郎委員長　そのほかございますか。金田委員。

◆金田靖典委員　すみません。ちょっと直接的な話で、交換のときに、本人確認がいるんですよね。普通考えれば免許証だとか、マイナンバーということになるんだけれども、それがない場合にはどうやって本人確認するのかということと、それは目視だけでいいのか、まさかコピーなんか取らんでしょうから、店でね。その辺りはどの辺まで協定ができているのかというのを教えてください。

それから、引換期間が終了した場合、それの未換金部分というのはその後の処理はどういうふうにされるつもりなのか、そういうことが起こった場合にはどういう対応をされるのか、この２つ教えてください。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本でございます。引換店舗での本人確認をどこまでするのかというような御質問だったかと思いますけれども、運転免許証、マイナンバーカード等でできない方につきましては、例えば保険証でありますとか、あとは運転免許証の返納証とか、そういった本人確認ができるものを想定してございます。また、高齢の方で窓口のほうに引換えに行きたいけれども、引換えに行けない方の対応としましては、引換券の中に委任状という欄をつけておりまして、その方に代わって窓口に引換えに来ていただける方という委任で受け取りに来ていただくんですけども、その受取りに来られた方の身分確認でスーパーの窓口なんかでは本人確認をするように想定をしてございますので、何らかの身分確認証お持ちでない方につきましては、そういった免許証に代わるような書類や委任状なんかで対応ができるものと考えております。

未換金というのは、すみません。お店で使われたチケットを事務局のほうで換金するということではなくて、引換券持っているけれども、引換店舗に行けなかった場合ということですかね。今のところ想定はしてございませんし、このたびの紙チケットの御購入いただく市民の皆

様からの期待とか、そういうことを踏まえときには、ある程度早めに交換がなされるものというふうに思ってございますし、販売の引換えに御協力いただくスーパーなどへのお手数をかけるわけにはならないというふうにもございますので、引換えに来られなかった方の対応ということは、今のところ考えてございませんし、引換店舗にお願いするのも適当じゃないというふうに考えてございますので、引換えできなかった方というのは、引換えの権利を喪失するというふうに考えてございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　高齢者で、免許証を返納しとったり、マイナンバーがよく分からなかったり、どんどん返納していますから今ね、マイナンバーね、それで、４月１日で実は春休みだったかな、子どもさんが結構、親御さんと一緒に行ったり、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に行ってそれをもらっておるという場合、だから、子どもの場合にも委任状が使えるわけですね、親の、親が持っていって子どもさんが委任しますっていう形になればそういうことも可能なっていうことですね、

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。議員の御認識のとおり子どもさんが、または御高齢の方が当選された部分について若い方というか、窓口に来られる方に委任をすることも可能でございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　金田委員。

◆金田靖典委員　未換金の部分はちょっと期間が１か月ほど延びたんで、コロナのときにも結局使わない券も残ってましたから、たしか。その辺りでは何らかの対応を早めにアナウンスしたりということをしてやってください。それから今日の質疑の中で最後に、抽選方法を公表しなさいと、すべきじゃないかと、それでかなり現場ではいろんな思惑が、並んどったのに私のところで切られたとか、いろいろあったみたいなんですよね。そうなると、やっぱりこういうあんまりシークレットにせずに、どんどんどんどんこういうのはこういう形で客観性を持ってやっていますよというところはしっかりアナウンスをしておく必要があるなというふうに思います。だから、せっかく期待が高いだけに不信も高くなりますから、その辺りでは十分注意をいただければと思いますのでよろしくお願いします。以上です。

◆石田憲太郎委員長　そのほかございますか。中山副委員長。

◆中山明保副委員長　中山です。先ほどの業者決めるっていうところの入札とか、そういう決定した方法をどういうふうになって契約したかっていうのだけ教えてください。それもきっちりしといたほうがいいと思って。

◆石田憲太郎委員長　谷本課長。

○谷本泰志経済・雇用戦略課長　経済・雇用戦略課谷本です。このたびの契約の流れでございますけれども、過去に同様のクーポン事業をやった実績のある相手方と随意契約で契約し、このクーポン事業を速やかに展開できるように事業実施に向けて取り組んできたところでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　そのほかございますか。それでは以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）。

◆石田憲太郎委員長　討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長　挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で経済観光部の審査を終了します。執行部の皆様は御退出ください。

【農林水産部】

◆石田憲太郎委員長　それでは農林水産部の審査に入ります。初めに長石部長に御挨拶をいただき、このたび人事異動で替わられた方には自己紹介をお願いしたいと思います。長石部長。

○長石良幸農林水産部長　委員の皆様お疲れさまでございます。４月１日より農林水産部長を拝命いたしました長石と申します。どうぞよろしくお願いします。４月には早速に文教経済委員会の視察のほうに同行させていただきまして、いろいろ勉強させていただきました。本当にありがとうございました。それで、農林水産部のほうですけども、５月１日に人事異動がございまして、その中で、機構改革っていうことがありました。それで販路開拓・企画室という新しい部屋ができております。それに加えまして４月と５月に人事異動がございまして、今日参加している約半数ぐらいがもう新しいメンバーになっておるというような状況でございます。

それで農林水産部のほうで令和８年度よりこの新たな鳥取市農林水産業振興プランというものを策定しまして、この新しいメンバーでそのプランの実行を行っていきたいと思っておりますので、１つ１つ丁寧な仕事をしていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

では、本日ですけども、議案のほうですが、議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）ということで、今回内容といたしましては、４月４日の強風並びに２月の積雪によりまして、園芸施設、これビニールハウスとかですけども、そちらのほうが破損しておりますので、そちらの復旧費用並びに林道のほうですけども、こちらも４月４日の強風、それとあと、冬の積雪によりまして、林道のほうに倒木等ございましたんで、そちらの撤去費用を計上させていただいております。

この後、簡潔に説明させていただきますので、どうか御審議のほうよろしくお願いいたします。この後、自己紹介させていただきますが、今日、林務水産課の城市補佐のほうがちょっと体調不良で欠席させていただいておりますので、それ以外の全員で自己紹介したいと思います。よろしくお願いします。

○田中和人農村整備課長　５月１日付で農村整備課長を拝命しました田中です。よろしくお願いいたします。

○藪下　昇農政企画課販路開拓・企画室長　失礼いたします。農政企画課販路開拓・企画室の室長を拝命しました藪下です。よろしくお願いいたします。

○米原和昭林務水産課長　４月１日の人事異動によりまして林務水産課長を拝命いたしました米

原といいます。よろしくお願いします。

○竹内智也農村整備課長補佐兼基盤整備係長　農村整備課課長補佐兼基盤整備係長を拝命しました竹内です。よろしくお願いします。

○山﨑義寛農政企画課鳥獣対策係長　失礼いたします。４月１日より農政企画課鳥獣対策係長を拝命しております山﨑でございます。よろしくお願いいたします。

○笹岡正尚農政企画課担い手支援係長　失礼いたします。４月１日より農政企画課担い手支援係長を拝命いたしました笹岡と申します。よろしくお願いします。

○嶋田浩史農政企画課生産振興係長　失礼いたします。５月１日より農政企画課生産振興係長を拝命いたしました嶋田と申します。よろしくお願いいたします。

○近藤康之農業委員会事務局農地係長　失礼いたします。５月１日人事異動で農業委員会事務局農地係長を拝命いたしました近藤と申します。よろしくお願いいたします。

◆石田憲太郎委員長　それでは審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にしていただきますよう、執行部並びに委員の皆様にお願いをいたします。

議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）について（説明・質疑・討論・採決）

◆石田憲太郎委員長　それでは議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。

◆石田憲太郎委員長　小谷課長。

○小谷昇一農政企画課長　農政企画課の小谷でございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）の農林水産部の所管に属する部分について御説明いたします。本日はお配りしております右肩に資料１と示しておりますＡ４版横の文教経済委員会５月臨時補正予算等説明資料によりまして説明させていただきます。右下にページ番号表示しております。なお、歳入につきましては、歳出を説明する際に併せて御説明をいたします。農林水産部の一般会計補正予算の概要について御説明いたします。

それでは資料１の５ページ上段、黄色の色のついた箇所を御覧いただけますでしょうか。農林水産部歳出合計補正前の額、35 億 2,341 万 3,000 円に対しまして、今回の補正額 3,753 万 2,000 円、補正後の額は 35 億 6,094 万 5,000 円となります。以降各担当課より順に補正予算として計上させていただきました主な事業につきまして、この資料１の５ページ以降の歳出予算説明資料と事業別概要により説明させていただきます。まず、農政企画課分の一般会計補正予算について御説明いたします。資料１の５ページ下段を御覧いただけますでしょうか。目、農業振興費の細目 74、園芸施設等復旧対策事業費の 01 園芸施設等復旧対策・営農継続事業でございます。予算書は 13 ページ、事業別概要では 13 ページの上段となります。補正額は 2,240 万円、財源内訳といたしましては、県補助金が 1,334 万 7,000 円、一般財源が 905 万 3,000 円となります。こちらは先ほど部長の説明もありましたように、令和８年２月の大雪被害、４月にございました大風の被害により発生した園芸施設の復旧のため、施設の撤去、再建築等の費用の支援を行うものでございます。資料の６ページをお開きいただけますでしょうか。ページの中段に、２補助事業の概要として記載しておりますけども、（１）鳥取市園芸施設等復旧対策事業費

2,002 万 1,000 円、こちらは県の間接補助という形になります。雪害といたしましては、ハウス躯体が３棟、畜舎１棟、大風ではハウス躯体が６棟、果樹棚２件、畜舎１件、対象件数合計 13 件となります。

補助対象経費は農業共済の加入者ならば修繕費用から共済保険の受領額を抜いた額、未加入者であるならば、県が定める復旧上限の 70%もしくは実復旧費の低いほうの額、そちらの補助対象となりまして、補助率といたしましては２分の１となります。一方、（２）の鳥取市園芸施設等営農継続支援事業費 237 万 9,000 円でございますけども、こちらは単市の補助事業となります。以前にはなりますが、令和４年のときに強風被害が発生した際に創設した補助金となります。こちらは風速が秒速で 30 メートル以上、被害戸数がおおむね 30 戸以上といった場合に支援を行った制度でございますけども、このたびの４月４日の強風では、４月では観測史上最大となります瞬間風速 35.8 メートルの強風を観測、被害戸数も 60 件を超しております。鳥取県ではビニール被膜、ハウスのビニールを対象とした補助制度はないため、単市の支援となります。補助内容といたしましては、復旧経費の３分の１、補助上限額は１棟当たり３万円となりまして、令和４年で補助制度をつくったときと同じ条件としております。

７ページにはその被害箇所の位置図をつけております。中東の石油問題からなりますナフサの供給不足という声も聞こえますし、ビニール製品の価格が高騰しているというような報道もなされております。農繁期に向かう前に生産環境を早急に整えて、生産者の負担軽減に努めたいと考えておるところでございます。

ページを戻っていただきまして、資料１の５ページの最下段を御覧いただけますでしょうか。農政企画課歳出合計でございます。補正前の額８億 4,541 万 9,000 円に対しまして、今回は補正額 2,240 万、補正後の額は８億 6,781 万 9,000 円となります。農政企画課分の一般会計補正予算につきましては以上でございます。

◆石田憲太郎委員長　米原課長。

○米原和昭林務水産課長　林務水産課米原でございます。続きまして林務水産課の所管に係る部分について説明させていただきます。同じく資料１の８ページを御覧ください。目、林業振興費、林道維持管理事業費でございます。予算書は 15 ページ、事業別概要は 13 ページ下段でございます。これにつきましては、令和８年４月４日の暴風等の影響を受けた林道宇津谷線など、15 か所の林道等の倒木撤去、崩落土砂撤去等を復旧業務に係る経費を計上するものでございます。１枚めくっていただきまして、同じく９ページを御覧ください。こちらに被災箇所の位置図、また、被災状況の写真を添付しております。林道のり面部分の樹木が暴風の影響により、車道部分に倒木し、通行が不可能な状態となっております。現在、該当の林道は通行止めの措置を取っておりますが、早期に倒木の撤去、崩落した土砂の撤去を行い、該当箇所の安全を確保した上で、通行の再開を図りたいと考えております。

この業務に係る費用として補正額1,513万2,000円を計上させていただくものでございます。財源の内訳としましては、森林環境譲与税基金を繰り入れするものでございます。同じく資料１、１枚戻っていただきまして、資料１の８ページを御覧ください。林務水産課歳出合計、補正前の額７億 6,537 万 2,000 円、補正額 1,513 万 2,000 円、補正後の額７億 8,050 万 4,000 円

となります。林務水産課は以上です。

◆石田憲太郎委員長　小谷課長。

○小谷昇一農政企画課長兼農産物加工センター所長　農政企画課の小谷でございます。説明前後して申し訳ございません。資料の訂正をさせていただきたいと思います。５ページをお開きいただけますでしょうか。先ほど御説明いたしました園芸施設等復旧対策事業費の欄の内容の箇所でございます。こちら以外の日にちといいますか、強風があった日が４月８日としておりますけども、４月４日、４の間違いでございます。訂正していただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

◆石田憲太郎委員長　ただいま御説明をいただきました。それでは本案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。金田委員。

◆金田靖典委員　じゃあ、事業別概要の 13 ページのところの林道維持管理事業費というところで森林環境譲与税の基金というのが 1,500 万円、全額が使われるわけですけども、森林環境譲与税ってそもそも何かポジティブな話で設定されていたような気がしたんですけども、こういう形で、いわゆる災害等で使えるという基準みたいな線引きがあれば教えてください。

それともう１つ、同じこれで補正前額が 2,035 万 7,000 円になっておるけども、当初予算で 7,546 万 7,000 円で、たしか林道維持管理事業費というのに載っていたと思うんですけども、ここの違いは何でこの違いがあるのか教えてください。

◆石田憲太郎委員長　米原課長。

○米原和昭林務水産課長　林務水産課米原でございます。まず、森林環境譲与税の基金の繰入れでございます。これにつきましては、そもそもの森林環境譲与税を活用した取組といたしまして、森林の整備であったり、森林整備を担う人材育成、または木材利用の普及啓発、そういうような幅広い使い道がございます。その中で森林の整備というとこで、当然に森林整備ということになりますと、伐採であったりだとか、間伐、下刈り、そういった直接的な整備というところもございますし、こうした作業に必要となる林道網等の整備など、様々な活用が可能というふうに考えております。また、林野庁等の他都市の利用実態等見ましても、林道の維持管理等に活用されている事例というのもございます。

◆石田憲太郎委員長　予算の件分かりますか。

○米原和昭林務水産課長　すみません。ちょっとお時間いただけますでしょうか。

◆石田憲太郎委員長　時間かかります。金田委員、これはどうですか、後でいいですか。

◆金田靖典委員　後でいいんで教えてもらえんかな。

◆石田憲太郎委員長　ちょっと分かりますか、すぐ。じゃあ、後で、

○米原和昭林務水産課長　よろしいですか。

◆石田憲太郎委員長　時間かかりますよね。

○米原和昭林務水産課長　ちょっと調べさせてください。

◆石田憲太郎委員長　はい、分かりました。じゃあ、後で。金田委員いいですよね、後で、はい。じゃあ、そのほかございますか。金田委員。

◆金田靖典委員　すっかり忘れとったが。森林譲与税ね、だから、要は災害対応であれば災害復

旧という形で対応するんでしょうけども、こういう軽微な分であるというのは、要するに林道整備という範疇の中で少し活用させて、この森林譲与税を使う場合もあるということですね、はい。他府県の様子を見ても、それからそもそも、何でわしが回答言わないけんか、よう分からんけどな、ええか。というふうなことで、少し課題解釈としてそれを使うことが可能だということですね。

◆石田憲太郎委員長　米原課長。

○米原和昭林務水産課長　林務水産課米原でございます。まず、今回の被害についてでございますけども、災害の適用基準というのがございまして、それでいきますと、降雨であるとか、地滑りそういったものの要件がございまして、その中で暴風による災害、これが最大風速 15 メートル以上というのがございます。それで、このたびの暴風につきましては観測地点が鳥取と湖山、近隣でいきますと、そのほかに青谷、智頭というようなところで観測地点がございます。それで、先ほど農政企画課のほうでも最大風速のところございましたけども、観測地点として最大風速があった 22 メートル、それを観測した地点というのが鳥取、また、もう１つの観測地点として鳥取空港が最大風速 17 メートルというのを観測しております。

ただし、そのほかの地点でいきますと、今回の林道があります位置でいきますと、智頭であるとかになってきますと、最大風速自体がそこの災害の適用基準である 15 メートルを下回る 8.5 メートル、それで、福部のほうに近い岩井のほうにいきますと、9.4 メートルとそこの基準を満たしてないということがございまして、災害事業としての適用には乗らなかったというところでございます。以上です。

◆石田憲太郎委員長　いいですか。そのほかございますか。それでは以上で質疑を終結いたします。金田委員、先ほどの件は終了後でも回答はいいですか。はい。

それでは討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆石田憲太郎委員長　討論なしと認め討論を終結します。これより議案第 70 号令和８年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

◆石田憲太郎委員長　挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で全ての日程を終了しましたので、文教経済委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後０時 21 分　閉会

令和８年第２回鳥取市議会臨時会

文教経済委員会日程

（議案審査）

日時：令和８年５月８日（金）本会議休憩中
場所：７階　第２委員会室

教育委員会

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

議案第 70 号　令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）【所管に属する部分】

経済観光部

（教育委員会終了後）

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

議案第 70 号　令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）【所管に属する部分】

農林水産部

（経済観光部終了後）

◎議案【説明・質疑・討論・採決】

議案第 70 号　令和８年度鳥取市一般会計補正予算（第１号）【所管に属する部分】